

<全体方針>

世代や分野を超えた横断的な連携・対応を促進し、地域住民や地域の多様な主体が参画する地域づくりに取り組み、子どもから高齢者の全世代の一人ひとりが、健康で豊かに安心して暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指す。

<課ごとの指導方針>

福祉課

市民ニーズの多様な変化に対応できるよう、セーフティーネットの構築に重点を置き、地域住民や関係機関と連携・協働しながら、福祉サービスの向上や重層的支援体制の構築に努める。

子育て支援課

こども政策の新たな推進となる状況を踏まえ、本市での相談対応や支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センターの効果的・効率的な設置と施策の推進に努める。

高齢者支援課

地域住民や関係機関との協働による自助・互助・共助の仕組みづくりを促進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・充実を図る。

健康課

第2次丸亀市健康増進計画「健やかまがめ21」後期計画を関係機関や市民との協働により推進し、ライフステージに応じた健康づくり・疾病予防に努める。また、庁内連携を通じた多彩なきっかけづくりを推進し、健康づくりに取り組むための環境整備に努める。

保険課

被保険者の高齢化や医療の高度化等による一人当たり医療費の増加が見込まれるなか、マイナ保険証の方向性も見極めた国民健康保険制度の円滑な事業運営を図る。また、健康保持増進のための保健事業の実施や保健事業と介護予防の一体的実施等の取り組みにより、国民健康保険事業運営の安定化に努める。

令和6年度 各課の重点的取組					中間評価	
課名 (連携が必要な部署)	重点課題	課題解決に向けた 具体的方策	成果目標	総合計画	評価 (予定どおり・遅れている)	現在の状況
福祉課	★障がい者の自立支援 【重点プロジェクト】	●障害者就業・生活支援センター、就労移行及び就労継続	○就労移行支援・就労継続支援事業所などの福祉	No.48		

		支援事業所、ハローワーク等との連携を図り、サポート体制を強化するなど、障がい者の就労を促進する。	施設から一般就労への移行者 6 人			
			○福祉施設入所から地域生活への移行者 3 人	No.48		
	★障がい者に対する地域と連携した支援の充実 【重点プロジェクト】	●市内事業所や、近隣の事業所等に対して専門的な指導・助言を行う。また市内や中讃西部地域の事業者等関係者による協議を支援し、協議の内容について共有を図る。	○保健、医療機関、福祉関係者による協議の場の開催回数 6 回	No.49		
			○地域の各種相談機関との連携強化の取組実施回数 12 回	No.49		
	★障がい児への相談機能の強化 【重点プロジェクト】	●障がい児が利用している事業所から、保育所等のスタッフなどに対し、専門的な支援を行うサービスを提供する。	○保育所などへの訪問支援件数 9 件	No.50		
		●障害児に応じた各種サービスを提供するための計画を作成する。	○障がい児相談支援件数 662 件	No.50		
福祉課	★地域で支え合う環境の整備 【重点プロジェクト】	●住民、コミュニティ、自治会、民生委員児童委員をはじめとする各機関と行政との連携により地域の課題に取り組む。	○住民参加による地域ネットワーク会議の開催数 270 回	No.51		

		●災害時避難行動要支援者対策として、民生委員児童委員との協力体制を強化し見守り活動等に必要な個人情報の共有化や要支援者への情報伝達、避難支援体制の整備を図る。	○要支援者名簿の平常時開示の同意率を改善する。 85%	No51		
福祉課 (健康課)	★生活保護受給者の健康診査・がん検診等の受診の推進及び健康相談等への参加を呼び掛けていく。	●健康課と連携し、対象者に対して健康診査受診の勧奨を行い、生活習慣病の早期発見に努める等、生活保護受給者の健康管理に対する支援を行う。	○健康診査受診率 25%を目指す。	—		
福祉課 (高齢者支援課、子育て支援課、健康課ほか 庁内関係各課)	★重層的支援体制整備事業の推進 【重点プロジェクト】	●令和7年度からの事業開始に向け、包括的な相談支援体制の構築を図るため、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援に必要な取組を実施する。また事業予算、実施計画、支援会議等の設置要綱を策定するとともに事業周知に取り組む。	○副課長、担当長級を構成メンバーとする連絡会議を年4回開催。主査級以下の職員による庁内連携会議を毎月開催。多機関協働事業者(社協)との協働で7月から重層的支援会議の試行等を行う。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の体制案を7月末までに作成。既存の地域づくり事業の包括化につ	No51		

			いて１０月までに関係課と協議。実施計画、支援会議等の要綱を６年度末までに策定。２月、３月の広報に事業周知の記事を掲載する。			
子育て支援課	★子育て世帯の負担軽減 【重点プロジェクト】	●受託事業者と連絡を密にすることによる支援の充実	○ファミリー・サポート・センター 会員数目標 1,000 名以上 ○病児・病後児保育の ２箇所目の必要性について、アンケート調査結果に基づき第 3 期こども未来計画を策定する。 定住自立圏域内での設置促進を含め、相互利用を周知啓発する。	No.7		
子育て支援課 (健康課) (幼保運営課)	★まる育サポートの充実 【重点プロジェクト】	●こども家庭庁の示す新しい相談支援機能を持つ「こども家庭センター」設置に向けた、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働した相談支援体制の構築。	○利用者の相談に対して、予防的な対応から、切れ目ない対応を図り、必要な支援につなげる。	No.9		
子育て支援課 (人権課)	★DV 及び児童虐待防止の推進 【重点プロジェクト】	●要保護児童対策地域協議会の開催及び関係機関との情報共有と連携強化	○児童虐待の終結件数の割合をあげる。	No.11		

		●DV ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を強化 ●市広報、チラシなどを活用し、地域の関係団体、関係機関などと連携して、広く市民へ周知啓発を実施	○DV 被害者に対する支援の充実			
子育て支援課 (福祉課) (教育総務課・学校教育課)	★子どもの貧困対策の推進 【重点プロジェクト】	●子どもの居場所事業等にかかる取組の推進	○子どもの居場所箇所数の増加	No.12		
高齢者支援課	★医療・介護連携の推進 【重点プロジェクト】	●まんでネット（丸亀市医療介護連携支援システム）を活用し、医療・介護情報の共有を図り、多職種連携を推進する。 ●在宅医療介護連携支援センターの相談体制の充実	○医療介護情報共有システムへの登録者数：730 人 ○情報共有の部屋：275 室 ○多職種連携研修会等の開催	No.44		
高齢者支援課	★在宅老人福祉サービスの充実 【重点プロジェクト】	●時代に即した敬老事業の実施 ・敬老祝金の支給 ・敬老記念品事業の実施 ・コミュニティによる独自の事業実施	○元気な高齢者の割合：82.6%	No.45		
高齢者支援課	★生活支援体制整備事業の推進	●社会福祉協議会と協働で、既に取り組まれている「たすけ	○協議体の設置：14 コミュニティ	No.46		

	【重点プロジェクト】	あいサービス事業」や高齢者の移動支援等、コミュニティ単位での互助の助け合いの仕組みづくりを推進する。	○NPO や地縁組織などとの助け合い事業の実施：9 コミュニティ			
高齢者支援課	★一般介護予防事業の充実 【重点プロジェクト】	●「元気いっぱい！長生き体操」の実施を推奨し、地域づくりによる住民の自主的な介護予防を推進する。 ●ヒアリングフレイルをはじめフレイルに関する啓発に取り組む	○「元気いっぱい！長生き体操」実施場所数:71 か所 ○フレイル予防教室開催回数：350 回	No.47		
高齢者支援課 (健康課) (保険課)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	●ハイリスクアプローチとして（個別的支援）：疾病の重症化予防のための相談・指導を実施し、健康づくり及びフレイル予防を推進する ●ポピュレーションアプローチ（通いの場等への住民支援）として、身体的フレイルに関する健康教育・相談を実施し、自主的なフレイル予防を推進する	○対象者へ個別相談・指導を行う。 ○通いの場等においての啓発活動数：1 か所につき3～4回	No.47		
健康課	★感染症対策の推進 【重点プロジェクト】	●感染症の正しい知識と予防対策の普及啓発	○市民への予防対策の周知・啓発	No.40		
健康課 (庁内会議関係)	★第 2 次丸亀市健康増進計画「健やかまがめ21」	●ライフステージに応じた継続的な健康づくりの推進	○健(検)診における初回受診者数の増加	17－① 17－③		

		・産後ケア事業の普及啓発、利用促進 ・母子保健事業デジタル化の推進	ト調査実施率の増加 ・産後ケア事業の利用者の増加 ・子育てアプリ登録者数の増加、利用促進 ・オンライン予約、電子申請の導入			
健康課 (庁内関係5課)	★食育による健康増進の実現 【重点プロジェクト】	●市民の食育推進のための啓発活動 ●食育サットシステムを活用した食事指導（働き世代） ●大学と連携した食生活改善事業	○食生活改善推進員の地域での活動件数目標 80回 ○食育ネットワーク会議の開催及び連携の充実 ○適塩レシピの普及	17－④ No.43		
保険課 (健康課)	★高医療費の要因の一つになっている糖尿病等の重症化予防などの医療費適正化対策の推進 【重点プロジェクト】	●第3期データヘルス計画（R6～R11）に基づき、健康・医療情報等の分析結果から健康課題を抽出し、優先順位を付けて効果的事業（糖尿病性腎症重症化予防等）を実施する。 ●後発医薬品普及策の実施 医療費の差額通知、希望シール・保険証ケースの配布等による周知・啓発	○被保険者一人当たり り保険給付費： 前年度比+2.0%以内 ※事業年報から算出 ○後発医薬品普及率 （数量ベース） ※80.0%以上	No. 41 20－③		
保険課 (税務課)	★国保税収納率の向上	●ペイジーを活用した口座振替の推進、資格証明書・短期	○現年一般分収納率 93.5%以上	—		

		保険証発行及び居所不明者・ 社保離脱者の資格喪失手続等 を実施				
--	--	---------------------------------------	--	--	--	--